

悪質商法や二七電話詐欺による高齢者の被害が依然として後を絶たないことから、9月をキャンペーン月間と定め、県と県警と町が連携して啓発活動を実施します。

一人暮らしや、昼間自宅で留守番をしている高齢者を狙った被害が増えていきますのでご注意ください。

## 【事例】

3日前に「無料で排水管の点検をします」と業者が突然自宅に来た。

点検後に「つまると大変なことになる」と言われ、不安に思い、高圧洗浄代2万3千円の契約をした。冷静になると、排水管を自分で確認しておらず、不要な契約だったと思う。

## 事例アドバイス

訪問販売にあたるのでクリーニング・オフができます。クリーニング・オフの通知を業者に送付するようにアドバイスをしました。

「無料で点検する」などと勧誘してくる業者に、安易に応じないようにしましょう。不要な勧誘は、きっぱりと断りましょう。

消費生活相談は「188」へ！

悪質商法による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などについて相談したいときは、局番なしの「188」をご利用ください。

「188<sup>いちゃ</sup>泣き寝入り」と覚えてください。

また、町では毎月第1・第3木曜日に、境町社会福祉協議会では毎週水曜日に消費生活相談窓口を開催しています。いずれも利用可能ですのでご相談ください。※9月は第1・第4木曜日に変更になります。

## ◎クリーニング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘での契約や、訪問購入の場合は、契約書面を受け取った日から8日間は無条件で解約ができます。

クリーニング・オフをする時ははがきで通知を出します。書き方は下記をご参照ください。

※店舗での買い物はクリーニング・オフできません。

※テレビショッピングやカタログ

通販、ネットショッピングも

クリーニング・オフができず、返品に関する記載に従うこととなります。注目の前に内容をよく確認しましょう。

## クリーニング・オフはがきの書き方

簡易書留

事業者住所  
事業者名  
代表者名 様

(クレジット契約のある場合には、  
信販会社宛も作成)

はがき表面

通知書

次の契約を解除します

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○○○円

販売会社名 株式会社○○  
(担当者名) △△△

クレジット会社 ×××株式会社

(通知を出した年月日)  
(自分の住所・氏名)

はがき裏面  
クレジット会社宛

通知書

次の契約を解除します

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○○○円

販売会社名 株式会社○○  
(担当者名) △△△

支払った代金○○円を返金し、商品  
を引き取ってください

(通知を出した年月日)  
(自分の住所・氏名)

はがき裏面  
販売会社宛

はがきなどの書面に、「契約を解除する」旨を明記し、販売店宛に通知します。  
商品代金の一部または全部を支払い済みの場合は、支払った金額を返金するよう記載し、すでに商品を受領している場合には、引き取りを求めます。  
記入したはがきの両面のコピーをとって、保管しておきます。  
はがきは、郵便局の窓口に行き、「簡易書留」で証拠が残る方法で発送します。  
クレジット契約をした場合には、はがきをもう一枚用意し、クレジット会社にも同様の通知を出します。